

さいたま市公共建築工事
内訳書作成要領

令和6年4月

さいたま市公共建築工事内訳書作成要領 目次

第1章 総則

(1) 目的

第2章 工事費内訳書の作成

(1) 一般事項

(2) 工事費内訳書の構成

第3章 工事費内訳書の内容

(1) 工事内訳書

(2) 工事種別内訳書

(3) 種目別内訳書

(4) 科目別内訳書

(5) 中科目別内訳書

(6) 細目別内訳書

別表ー1 から別表ー5までの共通事項

別表ー1 建築工事

別表ー2 建築改修工事

別表ー3 電気設備工事

別表ー4 機械設備工事

別表ー5 昇降機設備工事

平成16年4月 策定

平成17年8月 改定

平成22年4月 改定

平成25年4月 改定

平成29年10月 改定

平成30年10月 改定

令和6年4月 改定

さいたま市公共建築工事内訳書作成要領

第1章 総則

(1) 目的

本要領は、「さいたま市公共建築工事積算基準」の工事費内訳書に関する事項について定める。

第2章 工事費内訳書の作成

(1) 一般事項

イ) 工事費内訳書の書式及び記載方法は、原則として本要領に定めるものを標準とし、これに無きものは、官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編・設備工事編）」による。

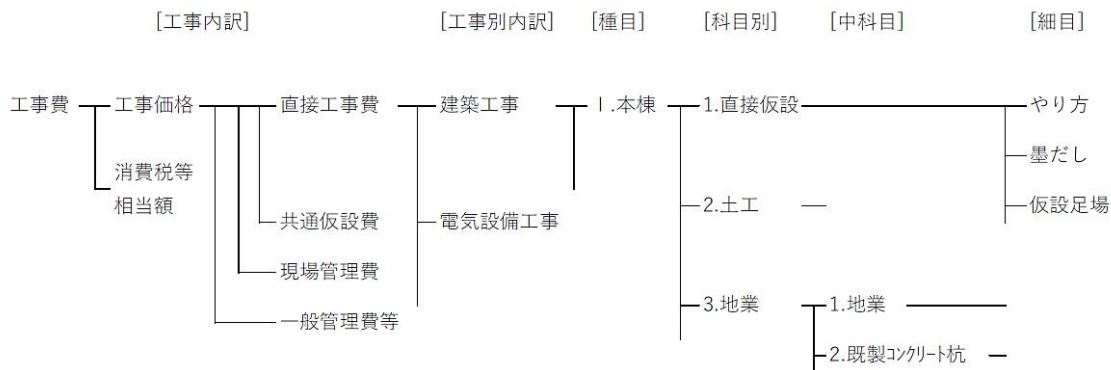
ロ) 工事費内訳書は、原則として営繕積算システムRIBC2を使用して作成する。

(2) 工事費内訳書の構成

工事費内訳書は、直接工事費と共通費を加算した工事価格に消費税等相当額を加算することにより、工事費を算出するようにまとめたものとし、以下により構成する。なお、内訳名称は、別表－1から別表－5を標準とする。

- イ) 工事内訳書
- ロ) 工事種別内訳書
- ハ) 種目別内訳書
- ニ) 科目別内訳書
- ホ) 中科目別内訳書
- ヘ) 細目別内訳書

工事費内訳書の構成図 (例)



第3章 工事費内訳書の内容

工事費内訳書の記載内容は、次のとおりとする。

(1) 工事内訳書

工事内訳書には、直接工事費及び共通費の種目の金額並びに消費税等相当額を記載する。

イ) 直接工事費の種目

直接工事費の種目は、設計図書の表示に従い各工事種目ごとに区分する。なお、工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（指定部分）がある場合、当該部分を区分して記載する。

ロ) 共通費の種目

① 共通仮設費

共通仮設費は、一式で記載する。

② 現場管理費

現場管理費は、一式で記載する。

③ 一般管理費等

一般管理費等は、一式で記載する。

ハ) 消費税等相当額

消費税等課税対象額に消費税等率を乗じた額を記載する。

(2) 工事種別内訳書

工事種別内訳書には、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに区分し、その金額を記載する。

(3) 種目別内訳書

種目別内訳書には、工事種別内訳書において区分した工事種別を設計図面及び仕様書の表示に従い、各建物、各屋外施設等に区分し、その金額を記載する。

(4) 科目別内訳書

科目別内訳書には、種目別内訳書において区分した工事種目の直接工事費を主要な構成に従い区分し、その科目の金額を記載する。

(5) 中科目別内訳書

中科目内訳書は、科目別内訳書において区分した科目をさらに主要な構成に従い区分し、その中科目の金額を記載する。ただし、工事内容等により区分する必要がない場合は、省略しても良い。

(6) 細目別内訳書

細目別内訳書は、各科目あるいは中科目に属する細目ごとに数量、単価、金額を記載する。なお、必要に応じて別紙明細書を設け、一式で記載することができる。

イ) 仮設に要する費用、機械器具等、運搬費等で各科目に区分できる専用仮設は、当該科目の細目に記載する。

ロ) 摘要欄は、材種、材質、形状、形式、寸法、工法、その他単価に対応する条件などを記載する。なお、製品の品番、製造業者名等、単価に対応する条件以外の記載は行わない。

ハ) 歩掛りを用いて単価を作成する場合、計上する単価を製造業者及び工事業者の見積りにより採用する場合など、単価を補正する場合は、代価表を設け記載する。

別表－１から別表－５までの共通事項

(1) 直接工事費の内訳は、建物の棟別、工作物その他、設備工事等の種類別に区分する。

(2) 種目名称の「本棟」「既存棟」「付属棟」は、棟名称（仮称を含む）が決定されている場合は、それぞれの棟名称に読み替えて区分する。

(3) 科目別内訳書は、主として工種別又は、職種別に区分する。ただし、工作物、外構工事等で科目内訳を必要としないものは設けない。

(4) 中科目別内訳書は、原則として新営工事の躯体工事の場合は基礎部、地下部、地上部等、仕上げ工事の場合は、外部、内部等、改修工事の場合は撤去、改修に区分する。ただし、工事内容等により区分する必要がない場合は、省略しても良い。

(5) 細目別内訳書は、部位毎に各細目名称別に数量、単価、金額により記述する。

(6) 「一式」で計上したもので、その金額に単価構成がある場合は「別紙明細書」を用い、単価の根拠資料を作成する。

(7) 発生材処分に係る費用は、「発生材運搬費」と「発生材処分費」を分けて計上する。なお、発生材処分費には、建設発生土処分費を含めて計上する。（さいたま市公共建築工事積算基準 参照）

(8) 工事を一括して発注する際の工事費内訳書は以下のとおり作成する。

イ) 新営工事と改修工事を一括して発注する工事

「新営工事」と「改修工事」に分けて計上する。

ロ) 敷地が異なる複数の工事及び同一敷地または近接した敷地の複数の工事を一括して発注する工事

それぞれの敷地の工事に分けて計上する。

ハ) 建築工事及び各設備工事のいずれかを一括して発注する工事

「建築工事」、「電気設備工事」、「機械設備工事」、「昇降機設備工事」等、工種別毎に計上する。

(9) 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における改修工事は、別表-3、別表-4及び別表-5に準じて計上する。

別表-1 建築工事

種目名称	科目名称	中科目名称	細目名称	
I.本棟	直接仮設			
	土工			
	地業	(1)地業		
		(2)既製コンクリート杭地業	※発生材運搬費及び発生材処分費は別に計上する。	
		(3)現場打ちコンクリート地業		
	鉄筋	(1)躯体	A.基礎部、B.地下部、C.地上部	
		(2)仕上	A.外部、B.内部	
	コンクリート	(1)躯体	A.基礎部、B.地下部、C.地上部	
		(2)仕上	A.外部、B.内部	
	型枠	(1)躯体	A.基礎部、B.地下部、C.地上部	
		(2)仕上	A.外部、B.内部	
	鉄骨	(1)本体鉄骨	A.工場加工、B.現場施工	
		(2)付帯鉄骨		
		(3)耐火被覆		
	既製コンクリート	(1)外部	A.床、B.壁、C.間仕切壁	
		(2)内部		
	防水	(1)外部	A.防水、B.シリング	
		(2)内部		
	石	(1)外部	A.床、B.壁	
		(2)内部		
タイル	(1)外部	A.床、B.壁、C.天井		
	(2)内部			

	木工	(1)外部	
		(2)内部	
	屋根及びと い	(1)外部	
		(2)内部	
	金属	(1)外部	A.床、B.壁、C.天井、D.その他
		(2)内部	
	左官	(1)外部	A.床、B.壁、C.天井、D.その他
		(2)内部	
	建具	(1)アルミニウム製建具	
		(2)樹脂製建具	
		(3)鋼製建具	
		(4)鋼製軽量建具	
		(5)スチール製建具	
		(6)木製建具	
		(7)自動ドア開閉装置	
		(8)シャッター	
		(9)オーバーヘッドドア	
		(10)ガラス	A.70-t、B.磨き、C.強化、D.網入り、E.型、F.その他
	カーテンウォール	(1)メタルカーテンウォール	
		(2)PCカーテンウォール	
塗装	(1)外部	A.床、B.壁、C.天井、D.その他	
	(2)内部		
内外装	(1)外部	A.床、B.壁、C.天井、D.その他	
	(2)内部		
エント他	(1)外部		
	(2)内部		
特殊な室内 装備品			
発生材運搬			
発生材処分			
Ⅱ.既存棟	※構成は「建築改修工事内訳書」の科目・中科目・細目設定に準じ作成する。		
Ⅲ.付属棟	※構成は「建築工事内訳書 本棟」の科目・中科目・細目設定に準じ、棟ごとに作成する。		
Ⅳ.外構	構内排水		
	構内舗装		
	舗装		

	造園(植栽)		
	発生材運搬		
	発生材処分		
V.とりこわし	とりこわし		
	発生材運搬		
	発生材処分		

別表-2 建築改修工事

種目名称	科目名称	中科目名称	細目名称
I.本棟	直接仮設		
	防水改修	(1)撤去	A.外部、B.内部
		(2)改修	
	外壁改修	(1)撤去(部位別)	A.東面、B.西面、C.南面、D.北面
		(2)改修(部位別)	
	建具改修	(1)撤去(部材別)	A.ポリウレタン製建具、B.樹脂製建具、C.鋼製建具、D.鋼製軽量建具、E.アルミ製建具、F.木製建具、G.自動ドア開閉装置、H.シャッター、I.オートバードドア、J.ガラス、K.その他
		(2)改修(部材別)	
	内装改修	(1)撤去(部位別)	A.床、B.幅木・壁、C.天井、D.その他
		(2)改修(部位別)	
	塗装改修	(1)改修	A.外部、B.内部
	耐震改修 (躯体)	(1)撤去(部位別)	※構成は「建築工事内訳書」の科目・中科目・細目設定に準じ作成する。
		(2)改修	
	環境配慮改修	(1)撤去	
		(2)改修	
特殊な室内装飾品			
発生材運搬			
発生材処分			

別表-3 電気設備工事

種目名称	科目名称	中科目名称
I.本棟	電灯設備	(1)電灯幹線、(2)電灯分岐、(3)コンセント分岐

	動力設備	(1)動力幹線、(2)動力分岐
	電気自動車用充電設備	
	電熱設備	
	雷保護設備	
	受変電設備	
	電力貯蔵設備	(1)直流電源、(2)交流無停電電源、(3)電力平準化用蓄電
	発電設備	(1)自家発電(原動機)、(2)太陽光発電、(3)風力発電
	構内情報通信網設備	
	構内交換設備	
	情報表示設備	(1)案内表示、(2)出退表示、(3)時刻表示
	映像・音響設備	
	拡声設備	
	誘導支援設備	(1)音声誘導、(2)案内表示、(3)叫び等呼出
	テレビ 共同受信設備	
	監視カメラ設備	
	駐車場管制設備	
	防犯・入退室管理設備	(1)防犯、(2)入退室管理
	火災報知設備	(1)自動火災報知、(2)自動閉鎖、(3)非常警報、(4)ガス漏れ火災警報
	中央監視制御設備	
	撤去	
	発生材運搬	
	発生材処分	
Ⅱ.既存棟	※構成は「本棟」の科目・中科目に準じ作成する。	
Ⅲ.付属棟	※構成は「本棟」の科目・中科目に準じ、棟ごとに作成する。	
Ⅳ.外構	構内配電線路	(1)電力引込み、(2)外灯
	構内通信線路	(1)通信引込み、(2)通信
	撤去	
	発生材運搬	
	発生材処分	
	テレビ 電波障害防除設備	

別表－4 機械設備工事

種目名称	科目名称	中科目名称
Ⅰ.本棟	空気調和設備	(1)機器設備、(2)ダクト設備、(3)配管設備、(4)総合調整
	換気設備	(1)機器設備、(2)ダクト設備、(3)総合調整

	排煙設備	(1)機器設備、(2)ガス設備、(3)総合調整
	自動制御設備	
	衛生器具設備	
	給水設備	(1)給水設備、(2)仮設工事
	排水設備	
	給湯設備	
	消火設備	(1)屋内消火栓設備、(2)連結送水管、(3)連結散水設備、(4)スプリンクラー設備、(5)不活性ガス消火設備、(6)泡消火設備
	液化石油ガス設備	
	厨房機器設備	
	雨水利用設備	
	撤去	
	特殊空調設備	
	連結送水管	
	連結散水設備	
	ごみ処理設備	
	搬送設備	
	特殊ガス設備	
	実験機器設備	
	医療器具設備	
	都市ガス設備	
	発生材運搬	
	発生材処分	
II.既存棟	※構成は「本棟」の科目・中科目に準じ作成する。	
III.付属棟	※構成は「本棟」の科目・中科目に準じ、棟ごとに作成する。	
IV.外構	給水設備	
	排水設備	
	液化石油ガス設備	
	浄化槽設備	
	撤去	
	さく井設備	
	機械式駐車設備	
	都市ガス設備	
	水道本管引込工事	
	下水道本管接続工事	

	発生材運搬	
	発生材処分	

別表－5 昇降機設備工事

種目名称	科目名称	中科目名称
I.本棟	エレベーター設備	(1)1号機、(2)2号機、(3)3号機
	小荷物専用昇降機設備	
	エスカレーター設備	
	エレベーター監視盤設備	
	撤去	
	発生材運搬	
	発生材処分	